

# くすのき

第1号 発行日：令和3年4月14日



## 「のびのびと規律ある高校生活」

保健・生徒指導部長 田村 敬士

喜びと期待に満ちた新学期がいよいよ始まりますね。新入生が入学し、先輩としての自覚をさらに持ち、本校生としてますます活躍して欲しいと願っています。我々、職員一同も気分一新、新たなスタートのつもりで、君たちと歩んで行きたいと思います。

私は、この加古川北高校に赴任して、12年目を迎えます。12年も本校生徒を見てきたわけですから、北高生の素直さや真面目さ、一心に部活動や学習に取り組む姿勢、先生方に言われる前に、気づき改善していく生活態度など、北高生の良き行動は誰よりも知っているつもりです。

そんな私が、最近北高生のコンプライアンス（規則遵守）の意識がやや低下してきているように感じます。服装しかり、スマホの使用マナー、自転車通学のマナー、ゴミのポイ捨て、あいさつ・言葉遣いも。また明るさ・活力に関しても、勉強や進路への不安やその他の悩みのせいでしょうか、やや低下気味の気がします。

本校生779名が学ぶには、学校に全員が安心、安全に生活するための「規律」が必要で、「規律」を維持するためには「ルール」が必要です。「ルール」の中には、個人の言動に対して制限を加えるものもありますから、「おかしい、自分の考えと合わない」「こんなルール守りたくない」などといった反発が生じることもあります。しかし、集団生活の場である学校は、779通りの個人的な主張を受け入れることはできませんし、その中の一部だけを特別扱いすることもできません。

自己主張とは、「自分勝手」「わがまま」ではないのです。

「のびのびと規律ある高校生活」の中で、毎日の学習と部活動を中心とした北高での3年間をいかに自主的で積極的に過ごすかが、人生の大きな岐路において大切になります。最も大切なことは、生活習慣の基礎を固めること。「のびのびと規律ある」生活と毎日の授業を大切に取り組むことです。

1年次は慣れないことも多く戸惑うことも多いため、先生や先輩に注意を受け、学校が楽しく感じられなくなる場面もあったかもしれません。（それらはすべて君たちの成長に必要なものです。）2年次になり、律する人がいなくてもコントロールできるようになり、3年次では自分で自分をコントロールできる「自立」した大人になることでしょう。

我々は、みなさんの成長を見守りながら、喜んだり怒ったり哀しんだり楽しんだりしながら、この1年間で共に歩んで行きたいと思います。

## ●遅刻について（時間と気持ちに余裕を持ち登下校しよう）

本校では、落ち着いて始業を迎えるために、**8：25までに校門を通過するよう**指導しています。8：30の始業時にHRにいない生徒は「遅刻」となります。「遅刻」が学期中に3回になると「遅刻指導」の対象となり、7回になると保護者ととも「生徒指導部長嚴重注意」を受けることとなります。

「時間厳守」は、社会生活の基本中の基本です。時間に余裕を持つことで、心身にも余裕が生まれ、勉学にも部活動にも落ち着いて取り組むことができます。

ギリギリセーフは、遅刻ではないにしても、交通事故と紙一重です。加印地区（特に加古川）は県下でも自転車事故の多い地域であり、本校でも年間約30件の交通事故が報告されます。事故原因の多くは、「スピード超過や不注意による安全確認不足」です。周囲に目配り・気配りする余裕が持てるように、**早く出てゆっくり登下校**しましょう。

### **「遅刻指導」の流れ**

#### **遅刻指導(3回の遅刻)**

5日間の年次指導を受ける。指導期間中は8：15までに職員室で年次の先生からカード(白)に検印を押してもらう。正当な理由なく、これに遅れると「遅刻再指導」。

#### **遅刻再指導**

5日間の年次指導を受ける。指導期間中は8：15までに職員室で年次の先生からカード(黄)に検印を押してもらう。正当な理由なく、これに遅れると、保護者に連絡のうえ、「遅刻再々指導」。

#### **遅刻再々指導**

5日間の年次指導を受ける。指導期間中は8：15までに職員室で年次の先生からカード(赤)に検印を押してもらう。正当な理由なく、これに遅れると、保護者ととも「生徒指導部長嚴重注意」のうえ、5日間の生徒指導部専任による指導を受ける。

## ●スマートフォンについて

本校では、校内でのスマートフォン（携帯電話）の使用は認めていません。登校後電源を切り、カバンまたは、個人ロッカーに入れ(施錠する)ておくこと。校内で使用した場合、指導の対象となります。

### **携帯電話についての指導順**

- |     |                     |  |
|-----|---------------------|--|
| 1回目 | 嚴重注意（年次指導）          | 担任より保護者に連絡を行った上、年次指導を行う。                     |
| 2回目 | 警告（年次指導）            | 保護者召喚の上、年次指導を行う。                             |
| 3回目 | 生徒指導部長嚴重注意（生徒指導部指導） | 保護者召喚の上、生徒指導部指導を行う。<br>(悪質な場合は携帯電話の解約もあり得る。) |

# 自転車通学のルール

## 1 交通法規・マナー

**自転車安全利用五則**

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

**禁止事項**

- スピードの出しすぎ
- 斜め横断
- 「ながら」運転
- 傘さし運転
- 運転免許取得、教習所への入所

**悪気のないルール違反が人生をめちゃくちゃにしてしまうこともある。**



## 2 事故対応

どんなに自分が気をつけていても、交通事故に遭ってしまふことがあります。万が一の場合にも、落ち着いて適切な対応ができるよう、普段から心がけておきましょう。

<p><b>① 負傷者を救護せよ！</b></p> <p>自分も含めてケガの状況を確認し、できるかぎりの応急処置をする義務があります。</p> <p>一見して外傷もなく、本人が「大丈夫だ」と言っている場合でも、119番に連絡して救急車を呼びましょう。病院に搬送するか否かは、救急隊員が適切に判断してくれます。</p>	<p><b>④ 身元を確認しよう！</b></p> <p>警察や救急車の到着を待つ間に、相手の身元と連絡先を免許証などから確認してメモしましょう。相手が車やバイクであれば、車種や塗装色、ナンバーも記録しておく役に立ちます。もちろん、自分の身元や連絡先も相手に伝えましょう。</p>
<p><b>② 警察を呼べ！</b></p> <p>110番に連絡して警察を呼び、指示に従う義務があります。警察を呼ぶと大仰になりそうですが、警察が悪意のある相手やトラブル、犯罪から守ってくれます。</p>	<p><b>⑤ 保険会社に連絡！</b></p> <p>これは、保護者の方にお願ひしましょう。いろいろな補償サービスがあります。ただし、そのためには警察の発行する「交通事故証明書」が必要です。</p>
<p><b>③ 保護者・学校に連絡！</b></p> <p>保護者あるいは教師の立ち会いの下で、警察に対応したり病院を受診したりしましょう。</p>	<p><b>⑥ 直接の示談は絶対ダメ！</b></p> <p>話し合いによる解決を持ちかけたり、示談に応じたりしてはいけません。当事者だけで話し合うと深刻なトラブルに発展しがちです。とくに、SNSやメールでのやり取りは絶対にしてはいけません。</p>

事故の直後に「大丈夫だから」と別れた後、相手方から「負傷していた」「車両に破損があった」などの理由で、一方的に「ひき逃げ」「当て逃げ」の加害者として扱われたり、示談金や修理費用を要求されたりするなど、深刻なトラブルが起きています。

そういったトラブルを避けるためにも、必ず速やかに警察を呼びましょう。

### 3 通学路

本校周辺は、幅の狭い道路が交錯しているうえに交通量が多い、**交通事故多発エリア**です。

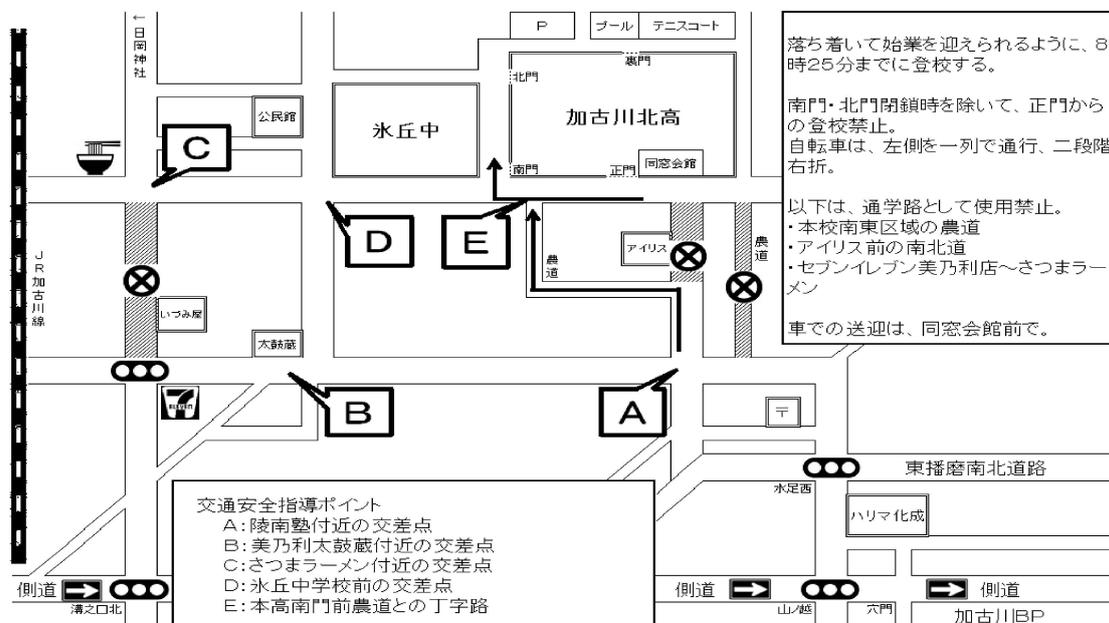
通学路は加古北生専用道路ではありません。周囲に気配りし、ルールとマナーを守りましょう。

とくに、**右側通行・斜め横断・飛び出しは、道交法違反**です。絶対にしてはいけません。

- ①正門から登校しない。(早朝・休日など、北門・南門閉鎖時を除く)
- ②本校正門前の道路を東から来る生徒、南側の農道から来る生徒は、必ず左側通行のまま正門西側の電柱の所で**一時停止**し、周囲の安全を確認してから、道路を横断する。(下図参照)
- ③セブンイレブン加古川美乃利店～さつまラーメンの道路、アイリス前の道路、本校南東エリアの農道は、登下校に使わない。(下図参照)

※保護者の車で送迎してもらう際は、**正門から校内に入り、同窓会館前の駐車スペースで乗り降りしてください。**

門の前や周辺の路上に停車して乗り降りするのは、危険ですし周囲の迷惑になるので厳禁です。



### 4 駐輪

駐輪所の指定された区画に駐輪しなさい。昇降口に近い区画に駐輪が集中する傾向があります。無理に押し込んだり通路に車体をはみ出したりすることのないようにしましょう。

また、体育館や同窓会館の周辺、職員の駐車場・駐輪所など、生徒駐輪所ではない所は駐輪禁止です。

### 5 自転車

修理や盗難などの事情により、一時的に代車を使用するときも、原則として「入学のしおり」記載の条件を満たしたものを使ってください。代車で登校した時は、指定区画に駐輪して、速やかに生徒指導部に連絡してください。取り外し可能な「仮鑑札」を発行しますので、すぐに自転車に取り付けてください。